

令和2年度 第3回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日時：2020年（令和2年）8月24日（月）9：30～11：30

会場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1・5-2会議室

出席者：高山代表，澤野副代表，齊藤委員，種田委員，都築委員，  
富澤委員，西村委員，向井委員，伏見委員，大澤委員，前田委員

計11名

事務局：池田福祉健康部長

福祉健康総務課（矢内）

福祉事務所長兼生活援護課長（井出）

福祉医療給付課（山之内）

子ども家庭課（大庭，安田）

障がい福祉課（須藤，松野，加藤，相澤，鎌田，勝木，竹原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計14名

欠席者：林委員

傍聴者：5名

### 1. 開会

（1）開会挨拶。（事務局：須藤参事）

（2）欠席者及び配布資料の確認。（事務局：勝木主任）

（3）計画策定支援業務受託者傍聴の紹介。（事務局：鎌田主査）

受託者傍聴：株式会社IRS 3名

### 2. 前回の議事録確認及び資料の訂正

（1）前回の議事録確認（事務局：須藤参事）

修正意見があったため，後日修正したものを送付。

### 3. 議事

（1）次期「ふじさわ障がい者プラン」策定に向けたアンケート調査単純集計（速報値）について

・事務局から資料1について説明。（事務局：鎌田主査）

#### 【説明要点】

まず1点修正です。5ページの「(6) 問4②一緒に住んでいる方」表の番号2，3の部分に誤りがあり，2番については選択肢が「母」，3番については「兄弟姉妹」

に修正します。

単純集計速報値について、調査概要から順を追って説明します。

調査対象は18歳以上で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障がいや指定難病の方1250人及び18歳未満で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障がいや指定難病の方250人の保護者の方を対象としました。

抽出方法は無作為抽出、調査方法は郵送で行いました。また、対象として選ばれた視覚障がいの方々に対し、電話でご連絡し、お手伝いをしてくださる方が家にいるかの確認、いない方につきましては直接聞き取りのご案内をし調査をいたしました。

実施期間は、2020年7月3日から7月27日まで。回答者数は751人、回答率は50.1%です。調査回答者の属性については、当事者調査の本人記入が全体の59.2%で圧倒的に多い状況でした。また、保護者調査については、回答者「母」が9割を超える高い数値となりました。

性別については、全体として男性で約50%、女性で45%でした。

資料の5ページでは、(4)問3、生活している場所の部分で圧倒的に自宅で生活をしている方が多い状況が浮き彫りになりました。

続いて着目したいのは10ページの(32)問13、日常生活で最も支援を必要することや、問14-1、支援が十分でないと思う理由というところです。問13のところでは数が多かった、支援が必要がないというものが数値としては多いですが、それ以外のところで、自身の特性をまわりに理解してもらうことや、身体介助の部分などが数値として非常に高い状況です。そうした状況の中で支援が十分ではないと思う理由として、やはり障がいや病気のことを理解してもらえていないという状況が結果から出てきております。

表34番の外枠部分で「累計n215」や「累計パーセンテージ161.7」となっていますが、累計のnのところは純粹に回答数の合計です。累計のパーセンテージというのが、平たくお伝えすると、お一人の方が複数答えられるようになっていて、どのくらいの数を答えているかということに読み替えることができます。この161.7%を例に挙げると、選択肢として1.6個分答えているということが読み取れます。

11ページでは、昨年度、それから今後利用したいサービスというところで、やはり短期入所が多く、居宅の部分も数字が伸びているという状況があります。

続いて、12、13ページについてです。(39)問17の部分について、福祉サービスを利用するために必要なことということでどのようなことが求められるかについて、3番の緊急時など必要な時にサービスを利用できることや、10番のサービス利用に必要な手続きをわかりやすくしてほしいというような話が出てきています。

16ページ17ページ(58)問25の、行政が制度意識の面で特に力を入れる必要があるところについて、数値が伸びているところは、7番の障がいへの理解と対応を広く伝えていく活動というところが数値としては大きく伸びております。

20ページ21ページ(87)問37、相談支援を充実させるために必要なことについては、まず1番の身近なところで相談できる、という話と、4番の対応する人が障がい特性を理解してくれる、というところの数字が大きく伸びています。

当事者の主な部分としては以上です。

続きまして保護者用の部分です。

23ページ問6の部分、手帳や診断等の状況について、療育手帳のところが圧倒的な数として多くなりました。

26ページ27ページの間9、困難に感じていることと本人が自分の意思を伝えるにくいことについては、突出している部分はありませんが、それぞれの選択肢が高い数値で選ばれているということから、多様な支援の必要性ということが読み取れます。

28、29ページ問15の①、②、今後どういうふうなことを望むのかというところについて、放課後等デイサービスや日中一時支援などが高く、家族と過ごしている状況が生活の状況として浮き彫りになっています。

29ページの間19の①、1年間で利用したもののところについては、やはり放課後等デイサービスの数値が非常に高く出ているという状況があります。

31ページ問21で、福祉サービスを利用するために特に必要なことについては、当事者調査と同じところがあり、緊急時など必要な時にサービスを利用できるということが、数値としては伸びてきています。また、年齢の切れ目なく自分に合ったサービスを利用し続けられるなども数字として伸びております。

最後に触れておきたいのが、33ページ問27です。行政や制度が特に力を入れる必要があるところ 障がいへの理解と対応を広く伝えていく活動ということが行政側に求められているという状況、以上、全体としての印象に残ったこととしては、やはり、当事者の方、それから保護者の方の障がいの特性とか、怪我・病気のことを理解していただきたいと。それから逆に理解をしてくれている方に支援をしてほしいということが今回の単純集計から、大きく強く出た印象としてありました。

### 【質疑応答及び意見】

#### ・意見(西村委員)

29ページと30ページで質問です。昨年1年間に利用したものと、今後利用したいものと出ていますが、昨年1年間に利用したもののショートステイは11.5%。これに対して今後利用したいというのが0.7%。それでグループホームのほうが1年間に利用したものが0.7%に対して今後利用したいが27.0%という数値になっています。これは、ショートステイでの体験を活かしてグループホームに移行し

たい。グループホーム体験を希望しているという需要があるというふうに見てよいのではないかと思います。希望のグループホーム入居前提のお試しショートというのとは別に、グループホームで暮らすという体験が必要なのではないかと思いますので、そちらの方も考慮していただけたらと思います。

・質問（都築委員）

どういうことと分析されているのかお聞きしたいのですが、8ページ問8の主な支援者のところで、一番多いのがその他親族となっているのがかなり意外というか驚きでした。父でも母でも兄弟でもなくその他親族というのは一体どういうことなのかと思うのですが、どのようにこの段階でお考えになっているのかお教えいただきたいです。

・回答（事務局：鎌田主査）

ここは配偶者の方も含まれており、その数字で伸びています。

・質問（都築委員）

配偶者ですということは、はっきりとしていらっしゃる把握しているのですよね。

・回答（事務局：鎌田主査）

はっきりと書かれている状況ではありませんが、家族構成などを考えたときにそういったことが想像できます。

・意見（都築委員）

これを見たときに、親が見れなくて兄弟も見れなくて、それでもその他親族親。福祉に繋がれず、親族頼みなのかというように。配偶者というのが、自分の子どもを考えると思い浮かばなかったもので、かなり不安になりましたが、わかりました。

・意見（向井委員）

同じところに疑問があり、その他親族、大きく分けて上から3つ目、身体・知的・精神。そういう内訳が、今配偶者というお話が出ましたが、障がい種別によって大きな差があるのではないかと思いますので教えていただきたい。

・回答（事務局：鎌田主査）

障がい種別とその主な支援者をクロスさせて状況を明らかにしてほしいと理解しました。

・意見（種田委員）

5 ページ (3) の年齢について、平均と最高と最低しか出ていませんが、この内訳を出したほうがどのような年齢の障がいの方がいるかというのが見えてくると思います。

・回答 (事務局：鎌田主査)

かしこまりました。

・意見 (富澤委員)

9 ページ問9と問10の部分です。支援区分の認定状況と要介護認定等の状況の部分で、どちらも障がい者区分認定を受けてない、また要介護等についても受けていないということも数値が60.7%, 75.1%と、どちらも高いということになっておりますが、ここは障がい種別がこれだけ出ている中で、区分認定はそれぞれ受けていないという状況がどういう分析に至るのかということを知りたいです。

受けていない方が60%というのはそれだけサービスの利用に結びついてない方が多いということなのか、あくまでも就労移行などの区分を必要としないものを利用している方々なのか。区分を受けてないということである以上、限定的なサービスしか受けられないと思うので、どういった生活を送っているのか、過ごし方になっている方々と見ているのかということですか。

・回答 (事務局：鎌田主査)

支援区分や要介護度によってサービスの利用状況、日中過ごし方をクロス集計すべきということでしょうか。そうすることで、認定を受けていない方々が日中どのような過ごし方をしているか、もしくはどのようなサービスを使っているのかということが見えてくると思うので、分析をしていきたいと思えます。

・意見 (伏見委員)

18, 19, 36, 37 ページ。前回会議で困りごとの相談について質問をしたと思えますが、数字から見ると、専門的な機関が解決したというのを解決しなかったの数値の方が結構高くなってしまっているということがあるので、まずその数値のあり方自体、相談のあり方に一つの課題は呈されていると思えます。単純集計ということなのでまた改めて詳しく分析をし、場合によっては相談事業のあり方そのものに関わってくると思えますので、個人的には大変この数値のあり方について、とても大事なことではないかと思えます。

・質問 (都築委員)

6 ページ、手帳や診断等の状況。8 ページ問7、主な障がい。手帳や診断の状況は全て選択という形になっており、発達障がいの数が少なくなっています。療育手帳

など、他の数に比べて少ないと思いましたが、診断と書いてあるので、もしかしたら診断まで至っていないような人もいるのではと思いました。現在、藤沢市で発達障がい診断がどのように行われているのかわからなかったのも、そのあたりはきちんとできているのかと思いました。

また、主な障がいを一つ選択という形になっていますが、8ページ。これは私がアンケートを試しに答えてみたときに一番迷った項目でした。発達障がいは、そもそも色々なところに重複するので、発達障がい以外の数がアンケートにもきちんと数字として上がってきているのかというのが、この数字が少ないから少ない、ということではないのではと思いました。

子どもの保護者が回答してるほうになりますが、26ページ問9、問12。保護者の方が、自分のお子さんにどこを困っているかいうことを書いてあることですが、平均年齢を見るとだいたいお子さんが11歳となっており、ほぼ全員がご自宅で家族と同居しているという状況の中でのこの回答ということで、親御さんが障がいのある子どものことを理解するのが難しく、育て方が今現在も将来も分からなくて不安だという結果がここに出ているのだと思います。11歳、もう少しで中学生という年齢だと思うので、早くなんとかしてあげてほしいと、この結果を見て思いました。やはり早期の療育が必要だと思いますので、少しここを注目してほしいと思いました。

・回答（事務局：鎌田主査）

まず、保護者の調査については、発達障がいの方々がこの数値からの視点だけで少ないとは思っていません。残念ですが、市が診断を受けている方を知る手段は、このアンケートやサービスを申請していただいたときの基礎的な聞きとりでのご本人・ご家族の発言のみです。潜在的な方々はまだまだ多くいると捉えており、リートを中心として相談支援を行う中でも、相談件数が依然減る傾向がないので、それだけニーズがあるという認識をしています。

・質問（種田委員）

1点目は、このアンケートは、無作為に選ばれている対象者に送られていると思いますが、それで間違いないでしょうか。

私も障がい支援区分など、障がいのサービスを受けずに生活しており、私と同じような人が60%もいて、それだけサービスを受けずに生活をしている障がい者の方の人数がある程度あるのだなというのを感じました。

もう1つは、どの項目を注目したらいいかわかりやすいように網掛けにしていたらと、見やすくなると思いましたので、次回クロス集計もあると思いますので、よろしくをお願いします。

・回答（事務局：鎌田主査）

抽出について、無作為に抽出していることに関しまして間違いございません。

見易さの部分については、皆様に検討していただきやすいような資料を作りたいと思います。

・意見（澤野委員）

周りの人に障がいを知ってほしい、一方で、働く上で最も大きな困り事や悩みというのがやはりこれも周りの人の理解というようなコメントが出ています。つまりこれは、障がい程度に関係なく周りの人に理解をして欲しいという声が強いかとだと思います。

また、差別解消法について名前も内容も知らないという当事者の方が6割という意外と多い結果も出ています。そういった意味では、お互いに知らないということが、社会参加の弊害になっているのではというのが見えてきます。そういった中で、障がいに関係なく、みんなが前向きに暮らしていける社会づくり、こういった社会づくりを共感してくれる人をどう増やしていこうかという点では、イベントなのか。先ほど事務局からも少し数字が高いということでいただきましたけれども、イベントの重要性を改めて感じたところがありました。

また福祉計画でいうと、なかなか定量的な評価が見えてこないのが、手応えやフィードバックが得にくいとは思いますが、例えばこのアンケート、次回少しでも、差別解消の事を周囲に知ってほしいということで減らせれば少し定量化して見えてくると思ったので、一つコメントとして、皆さんと共有していきたいと思いました。

・質問（向井委員）

8ページ（25）の部分で、その他の親族というのが非常に多く、本文にはその他の親族が出てきますが、これは全て先ほどおっしゃった配偶者と理解していいでしょうか。

・回答（事務局：鎌田主査）

現段階では全てがそのような理解していいかと言い切れる部分ではありません。

（2）次期計画骨子について

・事務局から資料2-1、2-2について説明。（事務局：鎌田主査）

【説明要点】

資料2-1が、事務局で考えている骨子の案です。全体として、現行計画と大きく構成を変えている点はありません。理由については、現行計画が、国が示している指針や、地域福祉計画とあまりずれが生じていないことから、章立てとして大きく変

えなくていいのではないかということで、今回は作っています。

現行計画は章立てが非常に多く、今回は第2章の部分で、ふじさわ障がい者計画というところで章立てをし、どこからどこまでがそれぞれ障がい者計画、福祉計画、障がい児福祉計画であるのかということを確認にしております。

1章では、計画実施期間を含め、地域福祉計画や高齢者関係の計画、子どもの関連の関係性を示そうと考えています。2章では、最後の(5)新計画のポイントという部分で、ここは新たな、例えば、今回のアンケートから見られた新たな課題や、今猛威を奮っている新型コロナも含めた防災、AI、ICT、IoTと言われる技術の導入等を想定しています。その他では、従前の2章の3、施策の課題についても、聞き取り調査・アンケート調査を含め、課題の抽出を盛り込みたいと考えています。骨子の案としては説明としては以上です。

続けて資料2-2、基本理念とめざすべき社会像について説明します。

基本理念については、現行計画の基本理念が、今回打ち出されている「国の第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」、「(次期)藤沢市地域福祉計画(案)」と同じ方向性にあることから、現行計画の考え方を継承したいと考えています。国の指針の方向性が、従前の指針の内容を充足させているようなものになっていることから、藤沢市の計画においても、基本理念を大きく変えることなく継承していきたいと考えています。

めざすべき社会像については、基本理念に基づいてどういった社会を作っていきたいというところで、次期藤沢市の地域福祉計画の案の中で地域福祉推進ビジョンをめざす、めざすべき将来像というものがあり、「一人ひとりが主役 ともに支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を基に、というようなことが書かれており、地域福祉計画の中でも少し変更を加えていきたい、ビジョンをどう持っていきたいというようなことがうたわれています。あくまでも、現行の案ということで、事務局の中ではめざす社会像を、一番下に書かれているように、現行計画から次期計画に変えていきたいと考えています。

変えるポイントとしては、現行計画「生きがいをもって生活できる社会づくり」に対し、「共に理解し繋がることのできるまちづくり」。これは、先ほどのアンケートの単純集計の中でも、障がいの理解というのがキーワードとして出てきている状況にあり、そういったところと関連付け、ひとつ「理解」ということを打ち出しております。

また、安心して生活できる社会づくりというところについては、現行の3つ目。今回の計画の中でも同様に入れております。

3つ目ですが、「共に支えあえる社会づくり」というところと、「自分らしく生きることが出来るまちづくり」というところで違いを生じさせています。次期計画では、しっかりとお互いが理解できるようになり、繋がれるような、繋がりを持つことから、安心した生活が送れて、安心があるからこそ自分らしく生きていけるというよ

うな一連の流れでめざすべき社会像を考えられるといいというようなところから、事務局の案としてご提示しました。

本日は、この骨子の部分と基本理念、目指すべき社会像のところでご意見いただき、確定をして、今後の目標等の設定に備えていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

#### 【質疑応答及び意見】

##### ・意見（齊藤委員）

資料2-2の基本理念とめざす社会像についてです。

基本理念については、変更なしということですが、表現として、全ての人が障がいの有無にかかわらず、というのが前と変わらずあります。この障がいの捉え方をどのように捉えていくのかというあたり、ここで表現するのは難しいと思いますが、やはり一般的に障がいという理解は、医学的な理解をしている方がほとんどだと思います。このへんが社会モデル的な説明など、ここでなくてもいいですが、障がいの概念ができるようなものが必要だと思います。

それと併せて、めざす社会像というところで、「共に理解し」に変えたというのは大変いいと思いますが、実際これにぶら下がる事業がどういう具体的な事業が計画されていくのか、かなりこれはもう幅の広い話になります。一般的な市民のレベルから専門的なものまで、全て足りてないので、どうやって具体化していくのか明確になるといいと思います。「安心して生活できる」というところについては、普段の生活のお家の中でのお母さんの病気などの緊急支援や大規模災害について、「障がいの理解が難しいと思われるので、避難所に行けない」などの実態も実際あるので、安心した生活ということも幅広く捉えて計画の中に落とし込めていけたらいいと思います。

##### ・回答（事務局：鎌田主査）

社会モデルとしての障がいの理解の部分、この後分析をしていく中で、そういったものを念頭に置きながら目標の設定をしていけるといいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

##### ・意見（西村委員）

資料2-2の、めざす社会像のところ、感想をお伝えします。現行で全て「社会づくり」というものが次期計画だと全部「まちづくり」に変更されているのは、地域というところに焦点を持って行っていると解釈しました。これはとてもありがたいことなので、ぜひこれが施策に繋がっていくと良いな思いました。

「つながることができるまちづくり」ということで、「つながる」という言葉が加わったことで、私たちの子どもたちはつながることが非常に弱い子たちなので、つ

ながることを意識して、支援やサポートが評価されていくと良いと思いました。

・意見（向井委員）

資料2-2のめざす社会像について、まちづくりということを地域的に捉えているという意味では、とても良いと思います。また、平仮名で「まちづくり」という場合は、これがソフトの概念であるということが定着しているとは思いますが、現行の「社会づくり」というのは、ハードではなくてソフトを重視しているという感じが非常にします。その点「まちづくり」というのは、チラチラとハードが顔を出しているといえますか、そういう意味で、このめざすべき社会像という概念は、現行のほうがより適切ではないかと。「まちづくり」というと誤解を招く気がします。

・意見（都築委員）

2点あります。「社会」から「まち」へ変わるという言葉の変更が気になりました。なぜ変えるのか、「まち」という表現に変えることで、意義しているものは何なのかと思いましたので、これは意見ではなく質問でご回答をお願いします。

現行の3つ。上からABCだとすると、新しいものは、BCAの順に変わっていますが、この順番を変えたのはなぜかと思いました。順番が優先順位だと思いませんが、イメージとして、今の段階でのAが、基本目標として一人ひとりの障がいの状況や生活状況に応じた支援の充実、今のものではAに関してはそういう基本目標が出ています。障がい福祉は、まず障がい者自身の生活や人生を考えていくものであるべきと思うので、この順番がBCAに変わった、Aが一番下に行った理由を教えてください。

・回答（事務局：鎌田主査）

「社会づくり」と「まちづくり」の点について、「共に理解してつながっていく」、人の意識やソフト面を強く、根底に打ち出しています。ソフト面を想像すると、社会というカチツとしたイメージよりは「まちづくり」という平仮名表記を使ったほうが、言葉のニュアンスとして相応しく、全体としてやわらかくなるということも含めて、「社会」から「まちづくり」に変更をしています。

次に順番の点についてです。現行計画で表されている図式では左から順番に示しており、最終的にこうなったらいいというものを一番初めに持ってきている印象を受けます。現行計画では、生きがいを持って生活できる社会づくりのためには、共に支え合って生きていかないと、生きがいというのは実現できていかない。共に支え合えるという状況を考えて時には、やはり安心して生活できるということが根底としてあるのではないかと考えております。ただ並べ方については、今回お示ししたものは、最終的な目標に向かってまずこういった考え方が大事ではないか、それが達成できると次の考え方に結びついて最終的にめざす社会像として自分らしくとい

うことでできるといい。次期計画については、まず理解をしてつながることで安心した生活が得られ、安心した生活が得られると、自分らしく生きることができることに繋がるのではないかという発想があります。現行の計画については、先ほどお伝えしたように先に生きがいを持って生きていただきたい、というところから、それに必要なのは何かという発想で考えていただきたいと思います。

・意見（伏見委員）

基本理念のところの「すべての人が障がいの有無にかかわらず」という表現。この記述の内容は、その個人の有無というように読み込める文章で、現行計画を立てたときは総合支援法の条文等がおそらく影響していると思います。今は、障がいは社会モデルで捉えるべきだということが主流になっていると思うので、もちろんこの文章はそう言っていないということはわかりますが、主語が「すべての人が」と出るので、人についてしまうような、そういう印象を与える文章になっていると思います。主語で「すべての人が」って言っているので、わざわざ「障がいの有無に関わらず」ということは言わなくてもいいと思っているので、社会にある障がいというハードルをみんなでクリアしていくということが伝えられる、そういう一文があると良いと思っています。

・意見（富澤委員）

資料2-2についてです。次期計画の継承というところに関して、「お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」と言う部分に関しては、すごくいいと思います。「お互いに助け合い」ということに対して、次期計画のめざす社会像の部分においては「ともに理解し」や「安心して生活できるまちづくり」というところが具体的な部分として、一つの社会像として浮かび上がると思います。そのうち「自分らしく生活できるまちへ」ということに対しても、めざす社会像が同じ言葉で「自分らしく生活することができるまちづくり」というほうが、現行の「生きがいをもって」というほうがより自分らしさということに関するイメージを持ちやすいと感じました。

・意見（種田委員）

基本理念ですが、障がいの有無にかかわらずというのは、社会モデルを考えると、障がいという言葉は無くてもいいのではないかというご意見がありましたが、やはり障がいの計画なので、障がいという言葉は、基本理念にあったほうが良いと私は考えます。「一人ひとり」のほうが良いような気がします。

・意見（向井委員）

めざす社会像について、医療モデルから社会モデルに大きく変わろうとしているという時期であるということと、もう一つ、障がい者の問題は、偏見・差別。これを

早く無くしたいというのが切なる願いです。障がいがあっても、日常生活として社会生活ができるということが理想なわけですが、そういう意味からしても、まちづくりよりも社会づくりのほうがよりベターな気がします。

・意見（前田委員）

私は、これを見させていただいて、優しく感じたので、そのまま次期計画もまちづくりでいいと思いました。基本理念のところは、やはり「すべての人が」というところが少し引っかかったので、「障がいの有無にかかわらず」からの言葉でも大丈夫なのではと思いました。

・意見（富澤委員）

障がいの有無にかかわらずというのはやはり大事だと考えていました。続けて読めば、「すべての人が障がいの有無にかかわらずお互いに助け合い」というのは、助け合うというのは、要は相手がいるから助け合うということで、言葉的には特にここはいいのではという感じを受けました。

・意見（澤野委員）

この時間で完成させる予定ですが、終わらないと感じます。社会モデルのニュアンスを含めていくのはいいと、方向性としては思いますが、では具体的にどうするかというのが、ここで決めることが限界を感じました。

・意見（高山代表）

骨子はいいかと思いますが、基本理念等は今回決めることが難しいと思います。

一番最初に目に入ってくる短いフレーズ、まさにこの全体を言い表す基本理念とめざす社会像は重要なところなので、今日まとめあげるのは難しいと思います。また、事務局の考えと私たちが受け取る「まちづくり」のイメージや、障がいのことなど、どの立場からどう受け取るかによって解釈が異なってくると思います。例えば、社会モデルで捉えるというのは藤沢市障がい者計画の大前提だということは私たち共通理解が出来ていると思うので、大前提の説明をしっかりとっておいて、基本理念のところにもし障がいという言葉を使うとしたら、それはどんな使い方でどう解釈して使うのかということが共通理解できるような合意がこの委員会できればと思います。「社会づくり」「まちづくり」は概念的に整理すると多分大分違うと思いますが、概念というよりも受け取ったときにどうだということがこの計画では重要だと思うので、そこもこの検討委員会の中では、「社会づくり」を使うにしても「まちづくり」を使うにしても、こういう意味で「まちづくり」と言っているとか「社会づくり」と言っているというような前提となる合意がどこかで必要だと感じました。

いずれにしても今日まとめるのは難しく、多数決で決めることでもないと感じて

います。もう少し、何か納得ができるストーリーやプロセスをやりとりする必要があると感じました。

・回答（事務局：須藤参事）

この短い時間でこの部分を決めていくというのは非常に難しいと感じております。ただ、限られた時間の中で計画を作っていかなければならないということで、まず作るにあたって一番の根幹となる、ここの2つの部分について、やはり最初に決めておかないと、これから決めていく基本目標などをどういう構成でどう繋げていくのかという部分がございますので、時間的に難しい部分はあるかと思えます。そうしましたら今日いただいたご意見も含めて、再度事務局で基本理念・社会像を皆様にメール等でお示しし、いただいたご意見でこういう形で考えましたけれども、やはりこの形でいくのがいいというようなご説明等に今後なってくるとは思いますが、そういった形で次に進めさせていただきたいと思っております。その期間等につきましては、また内部で検討し、ここの時期までにここまではっていうところはお示しさせていただければと思えますので。そのような形でよろしいでしょうか。

・意見（高山代表）

今日皆さんからいただいた意見について、議事録に起こしていただいて、それを前提にこのような検討をしたということのご説明、どうしてもこのフレーズだけだと、なぜこうなったかというところがわからないと思うので、この部分をご説明いただくようなことでお示しいただくという形でしょうか。

・回答（事務局：須藤参事）

一度事務局で整理をさせていただいて、また改めて皆様方にメール等でご意見を伺いながら、最終的に決めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

・意見（齊藤委員）

今まで何度か計画作りに参加し、でき上がったものを見ると非常に硬い文章のものでできています。今回もう文言については、これでいけるのではないかと思っております。ただ、「障がい」にしても、「まちづくり」にしても定義づけをしなくてはいけないと思っております。行政的な今までの報告書や計画書のようなイメージで書くとかかなり硬い印象になるので、例えばどこかの場面でふじキュンが喋っているなど、わかりやすく、読んでもらえる工夫をしていただきながら、読みやすいものにしていただきたいと思えます。

・意見（高山代表）

ご議論いただきましたが、せっかくの当事者の方やご家族の方からのご意見がどう計画に反映されてるかというところが、やはり何よりも重要だと思います。これだけの労力をかけていただいたアンケートですから。見る側がなるほどこうなっているのかということがわかる、計画作りということを改めて私達も心がけていくことができたと思いますので、お願いいたします。

・意見（都築委員）

「まち」が地域であるならば、計画の地域というものが前面に強調されているというとても強い印象があり、そういった形をベースにした計画が策定されていく中で、発達障がいの人たちがその地域に振られることで問題が解決していくのかという不安がとても強く感じます。地域の上をしっかりしたものがまず必要なので。計画を進めていくにあたって、ぜひ発達障がいの人がそこから漏れないような、これから次期計画をお願いしたいと思います。

・意見（種田委員）

「まちづくり」となると、ハード面というものも頭に浮かぶというのは、「ああ、そうだな」と思いました。社会モデルを考えると、「社会づくり」ではないと皆様のお話を聞いていて思いました。

(3) その他

なし

4. 閉会

- ・閉会挨拶。（事務局：須藤参事）